雇用保険電子申請をご利用の皆様へ

群馬労働局　雇用保険電子申請事務センターで

群馬県内の雇用保険電子申請事務を集中処理しています。



当センターでの審査処理は、「雇用保険の被保険者に関する手続き」、「雇用継続給付に関する手続き」となります。
電子申請提出後のお問い合わせ先は裏面をご覧ください。

ご注意ください

◇雇用保険電子申請の申請先は従来通り「管轄のハローワーク」となります。（電子申請画面（基本情報画面）での提出先は、管轄ハローワークを選択してください）

◇申請に関して確認事項が生じた場合は、当センター又は管轄ハローワークからご連絡をいたします。申請書の記載不備、添付資料の不足などがあった場合は修正指示等で再提出を依頼する場合があります。

不足資料の例：定年退職の方の離職票発行の手続き・・・就業規則の定年条項部分（写）
労働契約期間満了の方の離職票の発行の手続き・・・直近の雇用契約書（写）
育児休業給付受給資格確認手続き・・・出産日を確認できる書類（母子手帳等（写））
育児時短就業給付受給資格確認手続き・・・時短勤務開始前後の労働条件通知書（写）

◇「照合省略の認可※」を受けることで、出勤簿、賃金台帳等の確認書類の添付を省略することができます。

※「照合省略の認可」の手続きについては、事業所の認可は管轄のハローワーク、労働保険事務組合又は社会保険労務士の認可は群馬労働局職業安定課へお問い合わせください。

群馬労働局HP

★ 雇用保険制度についてのお問い合わせは、管轄のハローワークへご連絡ください。
★ 労働保険の電子申請は群馬労働局労働保険徴収室（TEL：027-896-4734）へお問い合わせください。

お問い合わせ先

◇手続きの内容に応じて、当センター又は管轄のハローワークへお問い合わせください。詳しくは裏面をご覧ください。

群馬労働局雇用保険電子申請事務センター
TEL：027-896-0286
業務時間　8：30～17：15（土日祝、年末年始を除く平日）

ハローワーク問合せ先

厚生労働省・群馬労働局・ハローワーク

LL080721群72

雇用保険電子申請手続きをした届出に関するお問い合わせ先一覧

	主な手続き内容	お問い合わせ先	
		センター	管轄安定所
事業所に関する手続き	雇用保険の事業所設置の届出		○
	雇用保険の事業所廃止の届出		○
	雇用保険の事業所の各種変更の届出		○
	雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任・解任届		○
	雇用保険事業所非該当承認申請書		○
被保険者に関する手続き	雇用保険被保険者資格取得届（設置に伴う取得・遡及取得を除く）※1	○	
	雇用保険被保険者資格取得届（設置に伴う取得・遡及取得）※1		○
	雇用保険被保険者資格喪失届（離職票交付なし・あり（遡及を除く））※1	○	
	雇用保険被保険者資格喪失届（離職票交付なし・あり（遡及））※1		○
	雇用保険被保険者証の再交付の申請	○	
	雇用保険被保険者転勤届（設置に伴う取得・遡及取得を除く）※1	○	
	雇用保険被保険者転勤届（設置に伴う取得・遡及取得）※1		○
	雇用保険個人番号登録・変更届	○	
	雇用保険個人番号登録届	○	
雇用継続給付に関する手続き	雇用保険高年齢雇用継続給付（基本給付金・再就職給付金）の申請	○	
	雇用保険育児休業給付（育児休業給付金・出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金）の申請	○	
	雇用保険介護休業給付の申請	○	
	高年齢雇用継続給付受給資格確認 / 雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書	○	
	育児休業給付受給資格確認 / 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書	○	
	育児時短就業給付受給資格確認票 / 雇用保険被保険者休業開始時賃金証明書・所定労働時間短縮開始時賃金証明書	○	

- ●電子申請事務センターでの取り扱いとなっている届出について、申請内容の精査が必要な場合は管轄ハローワークより連絡がある場合があります。
- ●例年4～5月の業務繁忙期は、センター取り扱いの届出につきましても、処理状況に応じて管轄ハローワークで審査・処理を行う場合があります。
- ●例年4～5月の業務繁忙期は「資格喪失届（離職票あり）」を優先して返戻するため、その他の届出等の返戻にはお時間がかかることがあります。
- ●※１「遡及」とは申請日より6ヶ月以上遡って雇用保険を取得・喪失・転勤する場合をいいます。

電子申請は e-Gov（イーガブ）で!!

<e-Govについて> e-Gov(イーガブ)とはデジタル庁運営の行政サービスの総合窓口です。
厚生労働省をはじめ、各省庁への申請や届出がオンラインで行えます。

▶ e-Govの操作方法等については、電子政府利用支援センターにお問合せください。

電話番号：050-3786-2225 ／ ＦＡＸ：050-3786-2226

e-Gov お問合せフォーム

<参考マニュアル>
- ・オンライン申請ガイドブック
- ・雇用保険手続マニュアル

●電子申請を行うには「電子署名」が必要となりますが、事業主個人の公的個人認証サービスの電子証明書でも利用が可能です。